

個人・世帯向けの主な支援

給付

全ての皆さまに	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人に対し、 1人当たり10万円を給付 します。
---------	---------	---

お住まいの市町村または
総務省コールセンター
TEL 0120-260-020

貸付

生活に不安のある方 (生活福祉資金)	緊急小口資金	貸付額 20万円以内 ※1年後も生活困窮者の場合は、免除もあり ※学生も対象 据置期間:1年以内、償還期限:2年以内
	総合支援資金	貸付額 単身世帯 月15万円以内 、 複数世帯 月20万円以内 (最高3ヶ月分貸付 小口資金と合わせると 最高80万円) ※1年後も生活困窮者の場合は、免除もあり ※学生も対象 据置期間:1年以内、償還期限:10年以内

お住まいの市町村の
社会福祉協議会
九州労働金庫取次センター
TEL 0120-631-125
または、最寄りの
九州労働金庫営業店

猶予

納税が難しい	納税の猶予	担保の提供や延滞金の支払いをせずに、1年間納税の猶予を受けられます。国税、市町村税も同様の猶予があります。
国民年金保険料が 払えない	国民年金保険料の 免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予が適用されます。
国民健康保険料、介護 保険料などが払えない	国民健康保険料 などの減免	3割以上収入が下がった場合、保険料(税)の減免を受けられます。
国民健康保険に加入 している方の傷病手当、 資格証明書の取扱	被保険者に 傷病手当	国民健康保険と後期高齢者医療保険加入の雇用労働者に傷病手当を支給します。(給与の2/3を支給) ※資格証明書は短期保険証として取扱います。
公共料金が払えない	公共料金など の支払猶予	上下水道、電気、ガス、通信費など、支払いの猶予が受けられる場合があります。

税務署
各県税事務所
各市町村税務課

お住まいの市町村または
お近くの年金事務所

お住まいの市町村(組合員は国
保組合、後期高齢者医療制度は
後期高齢者医療広域連合)

お住まいの市区町村の
国保年金課

各電気・ガス・水道・
通信事業者

住まい

民間賃貸など 家賃が払えない方	住居確保 給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。3ヶ月~ ※特別の事情がある人は最高9ヶ月延長※学生も対象
県営住宅の 家賃が払えない方	支払いの猶予と 減額	収入が著しく下がった場合、家賃の、1/4から3/4を減額、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。
解雇などにより住居から 退去しなければならない方	県営住宅など の一時提供	提供期間:最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃:入居する住宅家賃の1/2

お住まいの市町村の
自立相談支援機関

福岡県住宅供給公社の
各管理事務所

その他

生活ができない方	生活保護の 弾力的適用	一時的に生活保護が必要となる場合を想定し、申請相談にあたっては、要否判定に直接必要な情報のみを聴取することとし、自動車保有や就労指導などについて柔軟な対応にしています。
----------	----------------	--

区市福祉事務所
県福祉事務所

家計急変の小学生から大学生への支援

支援・援助

小中学生への支援	就学援助	給食費・学用品などの援助。
高校生への支援	授業料減免等	授業料減免や奨学給付金を通じて支援。 就学支援金でも柔軟対応します。

相談は各小学校・中学校へ
または、市町村教育委員会

相談は在籍している
学校へ

医療に対する主な支援

給付

医療機関のみなさま	患者受入医療 機関支援金	医療機関に対し、 受入患者1人当たり30万円給付 。 (ただし、政令市は除く)
医療従事者のみなさま	医療従事者 への給付金	患者を受け入れた医療機関を通じて 1人当たり10万円給付(1回限り) 。

福岡県
保健医療介護総務課
TEL 092-643-3237
がん感染症疾病対策課
TEL 092-643-3268

DVや児童虐待で
悩んでいる皆さま

【DV相談+(プラス)】0120-279-889(24時間受付)
【福岡県配偶者からの暴力相談電話】092-663-872

【児童相談所虐待対応ダイヤル】
189(いち・はや・く)(通話料無料)